

労働安全衛生法が改正され、新たに事業者にもストレスチェックの実施が義務付けられました。
(規模50人未満の事業所は努力義務)

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の概要

- 事業者は、労働者に対し、年1回ストレスチェックを実施しなければなりません。
- ストレスチェック結果は、実施した医師、看護師等から直接本人に通知されます。事業者はストレスチェック結果を労働者の同意なく入手することはできません。
- 高ストレスと判定された労働者が申し出た場合、事業者は医師による面接を実施しなければなりません。同申出を理由とする不利益な取り扱いは禁止されます。
- 面接の結果に基づき、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

健康診断の専門機関によるストレスチェック

- 当院では全国労働衛生団体連合会のストレスチェックシステムを使用しサービスをご提供いたします。ストレスチェックシートは厚生労働省が推奨する57項目版を基本とします。
- チェック結果は「あなたのストレスプロフィール」として受診者本人に通知します。結果に示されるアドバイス等も分かりやすくし、裏面にストレス対処法等の情報提供をするほか、事業所からの情報提供コーナーを設けています。
- 様々な観点から分析した職場評価結果の提出
事業者に対しては、ストレスチェック結果を組織ごとに分析・評価し、職場評価結果を提供します。職場評価結果は、様々な形態でご提供することが可能です。
- 産業保健に精通した専門機関ならではのサービス
ストレスチェックだけではなく、事業者との契約に基づき、医師面接、相談業務を代行します。面接する医師は、メンタル面に精通した精神科の医師が行います。また、相談業務は臨床心理士や精神保健福祉士等が行います。
- 個人情報保護を徹底します
ストレスチェック実施時、医師面接時、相談指導時など本人に同意なく第三者に報告することのないことを説明し、また本人同意をとるなど必要な対応をとっています。

医師面接担当医	島田 巖
資格	日本医師会産業医 日本産業精神保健学会員 日本精神神経学会専門医・指導医 精神保健指定医

お問い合わせにつきましては、当病院のホームページ“お問い合わせ”より健康管理センター宛にお願い致します。